



令和5年(2023)3月24日

猪名川町ふるさと納税に全国的にもめずらしい返礼品を追加しました！(消防体験)

【概要】

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設され、自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体でもふるさと納税を行うことができます。

その、お礼品として提供される返礼品に、**本町は実際の消防職員が使用する車両や資機材を利用して体験できる「猪名川町消防体験」を追加**しました。

消防ポンプ車による放水体験や破壊用救助資機材体験、はしご車バスケット搭乗体験など、子どもから大人までを対象にした貴重な体験ができます。

各月第2土曜日(1・2月を除く)に実施され7,500円の寄附に対して1名参加できます。

第1回目となる令和5年4月8日(土)開催分の寄附受付期間は、令和5年3月24日(金)～同年4月5日(水)までとなっております。※各日10名限定

【サイト掲載】

ふるさとチョイス (<https://www.furusato-tax.jp/product/detail/28301/5715010>)



【問合せ】

猪名川町 企画総務部 企画政策課 担当：橋本・芦田 (TEL072-766-8711)

猪名川町 企画総務部 企画政策課 企画政策担当 TEL072-766-8711 FAX072-766-8902

猪名川町消防本部ふるさと納税タイアップ事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、ふるさと納税タイアップ事業を通じて、広く消防士の消防職業体験の機会を提供し、消防への理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第2条 原則6歳以上とし、猪名川町へふるさと納税制度に基づく寄付者のうち消防職業体験を希望する者（以下「体験者」という。）とする。

(受入人数)

第3条 1日10名とする。＜申込先着順＞

(日時)

第4条 毎月第2土曜日（1、2月除く）13時30分から15時30分まで

(実施場所)

第5条 猪名川町消防本部及び消防署（猪名川町紫合字古津側山4-10）

(体験内容)

第6条 消防体験は約2時間程度とし、項目は次のとおりとする。

- (1) オリエンテーション
- (2) 放水体験に伴う消防資機材訓練
- (3) 消防ポンプ車による放水体験
- (4) 破壊用救助資機材体験
- (5) はしご車バスケット搭乗体験
- (6) ミニ消防車等乗車体験（消防本部敷地内）
- (7) 車両見学等
- (8) 写真撮影等

(安全管理及び注意事項)

第7条 安全管理及び注意事項は、次のとおりとする。

- (1) 悪天候、災害発生等の場合は内容変更又は中止とする。
- (2) ミニ消防車での走行時は安全確認を徹底する。
- (3) はしご車バスケット搭乗体験は風速10m/s以上の場合は中止とする。
- (4) はしご車バスケット搭乗体験は体験者2名と同乗者1名（消防職員）とし、ヘルメット及び墜落制止用器具を装着し安全確保を行う。
- (5) 放水体験等で体調不良等を認めた場合は中止とする。
- (6) 事故が発生した場合はすぐに体験を中止し、必要な措置を講ずる。
- (7) 体験に伴う傷害保険については、本町で対応する。

2 前項に規定するもののほか、安全管理の責務については猪名川町消防本部安全基準の例による。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

消防職業体験日程表

実施日	第2土曜日	場所	消防本部・消防署
時 間	スケジュール内容		
13:00～	受 付		
13:30～	開会・オリエンテーション		
13:40～	放水体験に伴う消防資機材訓練		
	① 防火服装着体験		
	② 空気呼吸器装着体験		
	③ ホース延長及び巻取り体験		
	④ インパルス放水銃体験		
	消防ポンプ車による放水体験		
	① 機関員体験 ② 放水員体験		
破壊用救助資機材体験			
はしご車バスケット搭乗体験			
ミニ消防車又は消防車乗車体験（消防本部敷地内）			
車両見学及び庁舎見学			
15:15～	写真撮影等		
15:30	閉会		